

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

人材開発支援助成金 (事業展開等リスクリング支援コース)

新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識および技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画届を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること
2. 職業能力開発推進者を選任していること
3. 従業員に職業訓練等を受けさせる期間中も、当該従業員に対して賃金を適正に支払っていること

【対象となる訓練等】次のいずれにも該当するOFF-JTであること

1. 実訓練時間数が10時間以上であること
2. 次のいずれかに当てはまる訓練であること
 - (1) 事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練
 - (2) 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション(DX)化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合に、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的

な

知識および技能の習得をさせるための訓練

3. 次のいずれかにより実施されるものであること

(1) 事業内訓練

- ・自社で企画・主催・運営する訓練計画により、一定の要件を満たす部外講師により行われる訓練等
- ・事業主が自ら運営する認定職業訓練

(2) 事業外訓練…社外の教育訓練機関に受講料を支払い受講させる訓練等

- ・公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する職業訓練を行う施設、認定職業訓練を行う施設
- ・助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主・事業主団体の設置する施設
- ・学校教育法による大学等
- ・各種学校等(学校教育法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校、これと同程度の水準の教育訓練を行うことのできるもの)
- ・その他職業に関する知識、技能、技術を習得させ、向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設

【対象となる経費】

1. 事業内訓練
 - ・部外の講師への謝金・手当
 - ・部外の講師の旅費
 - ・施設・設備の借上費
 - ・学科や実技の訓練等を行う場合に必要となる教科書・教材の購入費
 - ・訓練コースの開発費
2. 事業外訓練
 - ・受講に際して必要となる入学金・受講料・教科書代等、あらかじめ受講案内等で定めているもの

受給内容

経費助成	賃金助成 (1人1時間あたり)
75% (60%)	1,000円 (500円)

※ () 内は大企業の助成額・助成率

【経費助成限度額 (1人1訓練あたり)】

企業規模	10時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
中小企業	30万円	40万円	50万円
大企業	20万円	25万円	30万円

※定額制サービスによる訓練の場合は、1人1月あたり2万円が上限

【賃金助成限度額(1人1訓練あたり)】

…1,200時間が限度時間。ただし、専門実践教育訓練については1,600時間が限度時間

※助成対象となる訓練等の受講回数の上限は、1労働者につき1年度で、3回まで

※1事業所が1年度に受給できる助成額は、1億円まで

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所